現行 改正案

目次

第1章~第4章 省略

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第32条)

付則

第1条~第2条 省略

第2章 基本方針

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常 生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2~4 省略

第4条 省略

(管理者)

- 第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理 者を置かなければならない。
- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第 140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 省略

第4章 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)

目次

第1章~第4章 省略

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第32条)

第6章 雑則(第33条)

付則

第1条~第2条 省略

第2章 基本方針

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常 生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2~4 省略

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必 要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措 置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法 第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し 適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条 省略

(管理者)

- 第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理 者を置かなければならない。
- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第 140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において 「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支 援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について は、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者 とすることができる。
- 3 省略

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あ│第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あ

らかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3~8 省略

第7条~第14条 省略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1)~(8) 省略
 - (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

らかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3~8 省略

第7条~第14条 省略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(8) 省略

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等

(10)~(20) 省略

<u>(21)</u> 省略

(22) 省略

(23) 省略

<u>(24)</u> 省略

<u>(25)</u> 省略

(26) 省略

<u>(27)</u> 省略

(28) 省略

(29) 省略

(30) 省略

第16条~第19条 省略

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。) を定めておかなければならない。

(1)~(5) 省略

(6) 省略

2 省略

(勤務体制の確保)

により意見を求めることができるものとする。

(10)~(20) 省略

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

<u>(28)</u> 省略

(29) 省略

(30) 省略

(31) 省略

第16条~第19条 省略

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。) として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)~(5) 省略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 省略

2 省略

(勤務体制の確保)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を 提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の 従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2~3 省略

第22条~第23条 省略

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所 に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサ

第21条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を 提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の 従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2~3 省略

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、 利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非 常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とい う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について 周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に 応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条~第23条 省略

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じな ければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止 のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが できるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果 について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止 のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症 の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 (掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサ

ービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

第25条~第29条 省略

第30条~第32条 省略

- ービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定 居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧 させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第25条~第29条 省略

(虐待の防止)

- 第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討 する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知 徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第30条~第32条 省略

第6章 雑則

(電磁的記録等)

- 第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面 (書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の 知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をい う。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定される もの(第9条(第32条において準用する場合を含む。)及び第15条第28号(第32条 において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)につい ては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であっ て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うこと ができる。
- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、 説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のう ち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定され

付 則

1 省略

(管理者に係る経過措置)

2 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。

るものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

付 則

1 省略

(管理者に係る経過措置)

- 2 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、第5条第2項<u>(第32条において準用する場合を含む。)</u>の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項<u>(第32条において準用する場合を含む。</u>)に規定する管理者とすることができる。
- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあっては、同日において当該事業を行っている事業所)であって、同日において当該事業所における第5条第1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第5条第2項」と、「介護支援専門員を除く。)を第5条第1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員をしとする。